（準用）

第六条　第三条第一項第三号の規定は、中波放送又は超短波放送を行う地上基幹放送の業務について準用する。この場合において、中波放送については、同号中「テレビジョン放送」とあるのは「中波放送」と読み替え、コミュニティ放送以外の超短波放送については、同号中「テレビジョン放送」とあるのは「コミュニティ放送以外の超短波放送」と読み替え、コミュニティ放送については、同号中「複数の放送対象地域」とあるのは「複数の都道府県」と、「連続放送対象地域」とあるのは「連続都道府県」と、「一の放送対象地域においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務（県域放送（放送法施行規則別表第五号（注）十一の県域放送をいう。）であるものに限る。以下この号において同じ。）を行おうとする」とあるのは「一又は二以上の都道府県に属する放送対象地域においてコミュニティ放送による地上基幹放送の業務を行おうとする」と、「各放送対象地域」とあるのは「各都道府県」と、「テレビジョン放送による地上基幹放送の業務を」とあるのは「コミュニティ放送による地上基幹放送の業務を」と、「放送対象地域を除く。）」とあるのは「放送対象地域の全部又は一部を含む都道府県を除く。）」と、「放送対象地域からなる」とあるのは「放送対象地域の属する都道府県からなる」と、「一の放送対象地域に当該」とあるのは「一の都道府県に当該」と、「全ての放送対象地域」とあるのは「全ての都道府県」と読み替えるものとする。

（特別の関係）

第七条　法第九十三条第二項第一号の総務省令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　法人その他の団体の総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該法人その他の団体（以下この条において「被支配法人等」という。）との関係

二　その役員が一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人、宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）第四条第二項に規定する宗教法人及び特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える理事又は責任役員を兼ねる一の者と当該一般社団法人等との関係

三　被支配法人等とその支配株主等の他の被支配法人等との関係

2　被支配法人等が他の法人その他の団体の総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合には、当該他の法人その他の団体も、被支配法人等とみなして前項第一号の規定を適用する。

（支配関係に該当する議決権の占める割合）

第八条　法第九十三条第二項第一号の総務省令で定める割合は、十分の一とする。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合についての法第九十三条第二項第一号の総務省令で定める割合は、百分の三十三・三三三三とする。

一　申請者が法第九十三条第一項第四号ロ又はハに掲げる者である場合であって、その申請に係る地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と、自己に属する他の地上基幹放送事業者の地上基幹放送の業務に係る放送対象地域とが重複しない場合

二　衛星基幹放送の業務を行おうとする者又は衛星基幹放送事業者の議決権を有する場合

（支配関係に該当する役員の地位を兼ねる者の割合）

第九条　法第九十三条第二項第三号の総務省令で定める割合は、五分の一とする。

（出資者等）

第十条　申請者のうち地上基幹放送の業務を行おうとする者の主たる出資者、役員及び審議機関の委員は、できるだけその地上基幹放送の業務に係る放送対象地域に住所を有する者でなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

（省令の廃止）

第二条　放送局に係る表現の自由享有基準（平成二十年総務省令第二十九号）は、廃止する。

○総務省令第八十三号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第九十三条第一項第四号及び同条第二項の規定に基づき、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日　　総務大臣　片山　善博

基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令

（目的）

第一条　この省令は、認定放送持株会社の子会社（認定放送持株会社の子会社となる者を含む。以下同じ。）が行う基幹放送の業務に関して、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）の委任に基づき基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令（平成二十三年総務省令第八十二号）の特例を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　認定放送持株会社　法第百六十条の認定放送持株会社をいう。

二　子会社　法第百五十八条に規定する子会社をいう。

（認定放送持株会社であって総務省令で定めるもの）

第三条　法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第九十三条第一項第四号ハに規定する認定放送持株会社であって総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる条件に適合する認定放送持株会社とする。

一　その子会社が地上基幹放送の業務を行う場合において、次のイからハまでに反しないこと。

イ　その認定放送持株会社の子会社が行う地上基幹放送の業務に係る放送対象地域（法第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。以下同じ。）が、他の子会社が行う地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複するものでないこと（短波放送による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複する場合を除く。）。

ロ　その認定放送持株会社が子会社とする地上基幹放送事業者が行う地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局が属する放送系（法第九十一条第二項第三号の放送系をいう。）に係る放送対象地域の数（広域放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）別表第五号(注)十の広域放送をいう。）に係るものにあっては放送対象地域内にある都府県の数とする。）の合計が、十二以下であること。

ハ　その認定放送持株会社及びその一若しくは二以上の子会社（基幹放送事業者に限る。）又はその認定放送持株会社の一若しくは二以上の子会社（基幹放送事業者に限る。）が、他の基幹放送事業者を子会社としていないこと。

二　その認定放送持株会社の子会社でない日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。以下同じ。）以外の基幹放送事業者（以下単に「基幹放送事業者」という。）の代表権を有する役員又は常勤の役員がその認定放送持株会社の代表権を有する役員又は業務を執行する常勤の役員の地位を兼ねていないこと。

三　その認定放送持株会社の子会社でない基幹放送事業者の役員で認定放送持株会社の業務を執行する役員の地位を兼ねる者の総数が、その認定放送持株会社の業務を執行する役員の総数の五分の一を超えないこと。